

会 計 課 長
人 事 課 長
職 員 課 長
総 務 課 長
殿

日経開発第07-0904号
令和7年5月12日

一般社団法人 日本経営協会

関西本部長 重藤至輝

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

オンライン中継対応講座

地方公共団体のための 基礎から学ぶ源泉徴収講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、源泉所得税は、主に給与と報酬・料金に課される税金ですが、源泉徴収制度のしくみや手続きを規定している法令・通達などの内容は細かく複雑であることから、徴収漏れを起こしてしまうケースが少なくありません。源泉徴収の事務に携わる担当者においては、何が課税対象となるのか、正しく理解しておくことが求められます。

そこでこの度は、給与の取り扱い、報酬・料金の原則、非居住者の問題、番号制度への対応など、間違いやすい事務手続きを中心に、正確な源泉徴収事務を学んでいただく標記講座を開催いたします。応用的なケーススタディなども交えながら解説いたしますので、担当者の皆さまの日常業務における疑問を解決する場としてぜひ活用いただきたく存じます。

公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 令和7年9月18日(木) 13:00~17:00
9月19日(金) 10:00~16:00

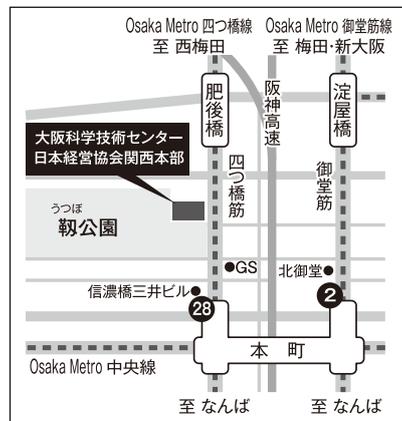
会 場： 本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師： 税理士 高橋 幸之助 氏

参加料(負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	33,000円	3,300円	36,300円
一般(1名)	36,000円	3,600円	39,600円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

オンライン中継参加者

キャンセル：開催日の5営業日前からのキャンセルは参加料の100%を申し受けます。
なお、当日までご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となります。

お申込みの流れ：
①裏面の申込要領をご確認のうえ、開催の8営業日前までにお申込みください。
②開催の約5営業日前を目途に、お申込み時の住所宛にテキストを郵送いたします。
③開催の約3営業日前を目途に、お申込み時のメールアドレスへ視聴方法を送信いたします。
④受講要領に従って視聴登録の上、Zoomの視聴環境をご準備ください。

会場参加者

キャンセル：開催日の3営業日前から前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日のキャンセルは、参加料の100%を申し受けます。なお、当日までにご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となります。

お申込みの流れ：裏面の申込要領をご確認のうえ、お申込みください。

お申込みお問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：浅川)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 メールアドレス ksosaka@noma.or.jp
URL <https://www.noma.or.jp> (※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願いいたします)

1. 申告納税制度について

- (1) 申告納税制度の意義
- (2) 特定の所得に対する源泉徴収制度

2. 源泉徴収制度の仕組み

- (1) 給与所得者(サラリーマン)の場合
- (2) 事業所得者(自営業者)の場合

3. 源泉徴収義務者について

- (1) 源泉徴収義務者とは
- (2) 源泉徴収義務者の役割と責任

4. 源泉徴収される税金の種類

5. 源泉所得税(復興特別所得税を含む)の納税地

- (1) 「支払事務」とは
- (2) 納税地の特例

6. 源泉徴収をする時期

- (1) 「支払」とは
- (2) 「支払確定」と源泉徴収

7. 源泉所得税(復興特別所得税を含む)の納付期限

- (1) 原則
- (2) 納期の特例
- (3) 期限後に納付した場合の法的救済措置

8. 源泉徴収の対象となる所得の範囲

9. 給与所得に対する源泉徴収の実務について

- (1) 給与所得とは
- (2) 給与所得と事業所得の区分(実務上の判断基準)
- (3) 金銭で支給される給与と現物給与
- (4) 非課税となる給与
- (5) 賞与以外の給与に対する源泉徴収税額の算出(税額表の見方)
- (6) 賞与に対する源泉徴収税額の清算(税額表の見方)
- (7) 源泉徴収税額の精算(年末調整)
- (8) 法定調書の作成と提出

10. 報酬・料金に対する源泉徴収の実務について

- (1) 報酬・料金とは
- (2) 報酬料金の範囲(実務上の判断基準)
- (3) 報酬・料金の源泉徴収税額の算出
 - ① 二段階税率
 - ② 消費税の取扱い
- (4) 法定調書の作成と提出

11. 非居住者と源泉徴収

- (1) 納税義務者の区分と課税所得の範囲
- (2) 非居住者に対する源泉徴収
- (3) 非居住者と居住者の区分

12. 社会保障・税番号制度(番号制度)の概要

- (1) 根拠法令
- (2) 番号制度の目的
- (3) 個人番号(マイナンバー)と法人番号の違い
- (4) 保護措置
- (5) 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン
- (6) 主要諸国の番号制度の概要

13. 番号制度の導入による税務手続きの変更点

- (1) 税務関係書類への番号記載時期
- (2) マイナンバーに関する国税庁告示について
- (3) 給与所得の源泉徴収事務
 - ① 税務手続の変更点
 - ② マイナンバー利用開始前の準備について
 - ③ マイナンバーの記載不要について
- (4) 報酬・料金の源泉徴収事務
 - ① 税務手続の変更点
 - ② マイナンバーの利用開始前の準備について

14. 事例検討

- (実務上誤りが多い事例及び判断に迷う事例)
- (1) 一般的な事例
- (2) 地方公共団体固有の事例
- (3) 地方公共団体と来日外国人の事例

15. 令和7年度の税制改正について

- (1) 改正事項
- (2) 実務上のポイント

〈講師紹介〉

税理士 高橋 幸之助 氏

略歴：東京国税局調査部・都内各税務署勤務後、平成26年6月退官、平成26年9月高橋幸之助税理士事務所開設。現在、税理士・セミナー研修講師等。
 主な著書：『税目別 実務上誤りが多い事例と判断に迷う事例(新訂版)』『源泉所得税の誤りが多い事例と判断に迷う事例(三訂版)』『中小企業者のための費用の取扱い』『外国税額還付の手引書(改訂版)』『海外取引と最新の税務調査対策』(以上、大蔵財務協会)『実務家のための図解によるタックス・ヘイブン対策税制(改訂新版)』(法令出版)

▶ 申込要領 ◀

(3.5)

WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー／講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索
- 5 セミナー詳細の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込み後、確認メールが届きます
- 7 お申込み完了

お申込受領後、請求書と参加券をご連絡担当者までお送りいたします。
 開催5日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。

【留意事項】

- ・ご参加者が定員を超えた場合や同業の方からのお申込みはお断りする場合がございます。
 - ・ご参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止または延期させていただく場合がございます。
 - ・参加申込みの方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
 - ・著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。
- (以下、オンライン中継のみ)
- ・視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
 - ・ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、個別の対応や返金はできかねますのでご了承ください。